

審査庁 厚生労働大臣

諮問番号 平成28年度諮問第3号（平成28年12月22日諮問）

答申番号 平成28年度答申第5号（平成29年3月29日答申）

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

- (1) 故Hは、昭和13年7月6日に死亡した者であるが、その死亡の当時、婚姻しておらず、子もなかった。

（除籍謄本（H））

- (2) 故Hの父Iは、昭和41年2月7日に死亡したが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）2条2項1号の規定により、故Hに係る戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者であった（なお、故Hの母Jは、昭和24年8月6日に死亡している。）。

（除籍謄本（H）、戦没者等の遺族の現況等についての申立書）

- (3) 故Hには、同人を除き11人の兄弟姉妹があったが、平成27年4月1日の時点において、生存している者は故Hの姉である審査請求人及び妹であるKの2人のみであった。

そのうち、審査請求人は、昭和16年10月12日、Lと婚姻してL姓に改氏しており、平成27年4月1日当時もL姓であった。一方、Kは、昭和19年2月25日、Mと婿養子縁組により婚姻し、平成27年4月1日当時まで改氏していない。

(除籍謄本(H)、戸籍全部事項証明書(X)、戸籍抄本(K))

(4) 審査請求人は、平成27年9月18日、A知事(以下「処分庁」という。)に対し、特別弔慰金支給法4条の規定に基づき、故Hに係る特別弔慰金の請求(以下「本件請求」という。)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

(5) 処分庁は、平成28年7月6日付けで、審査請求人に対し、本件請求を却下する旨の処分(以下「本件却下処分」という。)をした。

(却下通知書)

(6) 審査請求人は、平成28年7月22日、審査庁に対し、審査請求をした。

(審査請求書の写し)

(7) 審査庁は、平成28年12月22日、当審査会に対し「本件審査請求は棄却すべきである」として諮問した。

2 本件審査請求の要旨

審査請求人は、故Hとは戸籍上最も直近の姉弟の間柄である。しかも、両親の手厚い監護の下に両者はいつも一緒に生育してきた。特に、故HがB市内の陸軍病院に入院して戦病死するまでの間、亡父とともに見舞いに行き、身の回りの世話をしてきた。故Hの死亡後は、他の姉妹兄弟を差し置き亡父母とともにいわゆる墓守をし、父母亡きあとも、他市へ嫁いだK等に代わり長兄とともに墓守してきたものである。

前回までの特別弔慰金の請求は妹であるKがしてきたが、その機能を果たしてこなかったため、今回は、関係行政機関の指導・教示の下に、姉である審査請求人が本件請求をするに至ったものである。

本件請求に対し、処分庁は故Hに係る特別弔慰金の請求権者は妹のKであると杓子定規的に解したが、このような判断は特別弔慰金制度の趣旨に著しく違背し、かつ法の下での平等にも反しており、妥当性を欠いている。

また、本件請求に当たっては、事前に行政指導・教示を仰ぎ、これに忠実に従ってきて請求したにもかかわらず、請求が却下されたことも承服し難い。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人及びKは死亡した者である故Hの兄弟姉妹であるが、審査請求人は、死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻し、かつ、婚姻の解消等により死亡した者の死亡の当時称した氏に復しておらず、特別弔慰金支給法2条の2第1項4号に該当し、同条1項の規定によっては戦没者等の遺族とみなされないのに対し、Kは婿養子縁組（氏を改めない婚姻）をした（同項4号に非該当）ものであることから、同項の規定によって戦没者等の遺族とみなされる。これによれば、Kが先順位の遺族として受給権を有しているものであるから、審査請求人は受給権を有しておらず、審査請求人からの請求を却下した本件却下処分は適正である。

よって、本件審査請求には理由がなく、本件却下処分を維持することが相当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、審査庁と同旨の理由を述べた上、本件の経緯等審査請求人がその他主張する内容は判断に影響を及ぼすものではないとして、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査庁は、平成28年8月5日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長であるN（以下「審理員N」という。）、同室総括審理専門官であるO及び同室企画調整専門官であるP（以下「審理員P」という。）を指名し、そのうちの審理員Nを審理員の事務を総括する者として指定し、同日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

イ 審理員Pは、平成28年8月5日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年9月5日までに弁明書を提出するよう求めた。

ウ 処分庁は、平成28年8月30日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出し、さらに、同年9月15日付けで、弁明書（差し替え後のもの）及び追加資料を提出した。

審理員Pは、同月29日付けで、弁明書の副本を審査請求人に送付するとともに、審査請求人に対し、反論書を提出する場合には同年10月29日までに提出するよう求めた。

エ 審査請求人は、平成28年10月9日付けで、反論書及び追加資料を提出した。

審理員Pは、同月14日付けで、処分庁に対して反論書及び追加資料の副本を送付した。

オ 審理員Pは、平成28年11月21日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月30日である旨を通知した。

カ 審理員Nは、平成28年11月25日付けで、審査庁に対し、「審理員 N」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員Pは、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件請求受付（B市長）：平成27年9月18日

本件却下処分（処分庁）：平成28年7月6日（本件請求から41週間）

審査請求：同年7月22日（審査請求人から郵送）

審理員意見書提出：同年11月25日（本件審査請求から18週間）

諮問書提出：同年12月22日（本件審査請求から21週間）

- (2) 本件諮問に至るまでの一連の手続は、前項記載のとおりであり、前記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員 N」と記載されているところ、「諮問第3号事件に係る審理員意見書への審理員の記名について（回答）」によれば、同意見書は、審理手続終結時の審理員3名全員が関与して作成されたものであり、作成者としては事務の総括をする者である審理員Nの氏名のみを代表として記載したものであることが認められる。

審理員が複数選任されている場合、それぞれ役割を分担して審理手続の事務に当たることは否定されるべきものではないが、審理員はいずれも公正に審理を行い、その結果を裁決に適正に反映させる責務を負っているというべきであるから、審理員意見書は審理手続終結時の審理員全員によって共同して作成し、その趣旨を明確にするために、審理員意見書には作成に関与した審理員全員の氏名を記載するのが相当である。

その他の点については、違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人が、昭和16年10月12日、Lと婚姻しL姓に改氏し、平成27年4月1日当時もL姓であったこと、Kは、昭和19年2月25日、Mと婿養子縁組により婚姻し、平成27年4月1日当時まで「K」姓のまま改氏していないことは、前記のとおりである。

そのため、故Hに係る特別弔慰金については、Kと審査請求人とはいずれも故Hの兄弟姉妹ではあるものの、Kは、同日において、特別弔慰金支給法2条の2第1項の規定により故Hに係る特別弔慰金の支給を受けることができる遺族とみなされることとなるのに対し、審査請求人は、同日当時、故Hの死亡の日以後に遺族以外の者と婚姻し、当該婚姻の解消等により死亡した者の死亡当時称した氏に復していなかったことから、同項4号にいう「死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻（氏を改めない法律上の婚姻を除く。）し、当該婚姻の解消若しくは取消しをしていない」者に該当し、戦没者等の遺族とみなされる者には当たらない。

したがって、故Hに係る特別弔慰金を受ける権利は、先順位者であるKに属しており、審査請求人は特別弔慰金を受ける権利を有しないというべきである。

(2)ア 審査請求人は、故Hとは直近の姉弟であり、いつも一緒に生育し、特に故HがB市内の陸軍病院に入院してから戦病死するまでの間、亡父とともに見舞いに行き、身の回りの世話をしてきたし、死亡後も他の姉妹兄弟を差し置き亡父母とともに墓守をしてきたものであると主張するが、特別弔慰金支給法によれば、審査請求人のように戦没者の死亡の日以後に遺族以外の者と婚姻し、当該婚姻の解消等により死亡した者の死亡当時称した氏に復していない者が、同法に基づいて特別弔慰金の支給を受けることができる遺族とみなされるのは、平成27年4月1日において同法2条の2第1項の規定により戦没者等の遺族とみなされる者がなかったときに限られるのであるから、同項の規定によって故Hの遺族とみなされるKが存在する以上、仮に審査請求人主張のような事情が存在するとしても、そのことを根拠として審査請求人を同法に基づいて故Hに係る特別弔慰金の支給を受けることができる遺族とみなすことはできない。

イ なお、審査請求人は、死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と法律上の婚姻をした兄弟姉妹について、氏を改めたか否かによって差異を設ける取扱いをすることは、法の下での平等に反すると主張する。

この点については、昭和28年法律第181号によって遺族援護法の改正が行われ、従前、戦没者の父、母、祖父、祖母が戦没者の戦没後婚姻した場合は遺族年金を受ける権利は失権することとされていた規定を改めて、これらの者が戦没者の戦没後婚姻した場合であっても、婚姻に

よって氏を改めない限りにおいては、遺族年金を受ける権利を失わないこととされた。公開されている国会会議録によれば、その際の国会審議（第16回国会 参議院厚生委員会 昭和28年7月30日）においては、委員から、氏を改めたか否かで差異を設けるのは、旧来の家族制度を持ち込むものであって、憲法の平等原則に反するものではないかという指摘がされたところ、当時の参議院法制局参事から「氏を変えないでいるかどうかということが、この年金の基礎になっておりますところの戦傷病者との繋がりとの関係を従来そのまま保っているのか、或いはそこに何らかの意味の稀薄なものが出て来たかということにおいては、稀薄なものになって来ておるといえるのじゃないかと思えます。従ってそういう意味から申しまして、これを一つの区別の基準にして年金資格をきめることが必ずしも差別待遇にならないのだという余地がある」という説明がされたが、同参事からは、「事柄が法律上の問題といたしましては、いずれにしても限界点にある事柄であろうということは申上げられるのじゃないかと思えます。」という意見も併せて述べられている。また、同国会の参議院本会議においても、参議院厚生委員会委員長からの法律案についての審議経過と結果についての報告の中で、審議過程において、委員から、氏を改めないことを条件とすることは、新憲法新民法に照らし疑義があるとの発言があった旨が報告され、「従って、本委員会として今後更に本問題に対し慎重なる検討を加え、本法制定の趣旨を明瞭ならしめることを申合せ、全員異議なくこれを了承した次第であります。」との説明がされている。婚姻によって氏を改めたか否かによって遺族年金等の支給についての取扱いに差異を設けることが妥当かどうかという点については、その後の国会においても度々取り上げられ、婚姻によって氏を変えたか否かということによって差異を設ける取扱いは平等原則に反するとする意見も繰り返して出され、議論がされてきた経緯がある（第19回国会の参議院予算委員会（昭和29年3月30日）、参議院厚生委員会（同年4月1日及び同月8日）、第38回国会の参議院社会労働委員会（昭和36年5月30日）、第40回国会の衆議院内閣委員会（昭和37年4月18日）、第46回国会の衆議院内閣委員会（昭和39年6月16日）、第55回国会の衆議院社会労働委員会（昭和42年5月31日及び同年6月8日）、第63回国会の参議院社会労働委員会（昭和45年4月14日）の各会議録参照）。

このような経緯を踏まえると、家制度が廃止されて70年以上経過した現在において、死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と法律上の婚姻をした兄弟姉妹について、その者が氏を改めたか否かによって特別弔慰金の支給の取扱いに差異を設けることについても、「戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表する」という特別弔慰金支給法の趣旨を実現する上で、合理的な根拠を有する取扱いといえるか否かについては、現時点における社会一般の考え方を前提として十分な検討を行った上で結論を得るべき事柄であると考えられる。しかし、この点についての判断は原則として立法府又は違憲立法審査権を有する裁判所に委ねられた事項であり、本件審査請求においては、行政機関である審査庁は、特別弔慰金支給法の規定が憲法に適合していることを前提として法の執行を行うべき立場にあるというべきである。

- (3) また、審査請求人は、同人が審査請求を行うに当たって、B市C区役所の職員が審査請求人の長男であるQに対して、審査請求人は本件特別弔慰金についての受給権を有する旨の教示をしたと主張するが、仮にそのような事情が存在したとしても、そのことをもって審査請求人を特別弔慰金支給法に基づいて故Hに係る特別弔慰金の支給を受けることができる遺族とみなすべき根拠となるものではない。
- (4) さらに、審査請求人は、本件請求の却下通知書の理由欄に「特別弔慰金支給法に基づいて、請求者より先順位者の妹が受給権を有しているために却下とする。先順位者（K'様）より申請があった場合は受給が可能である事を申し添えます。特別弔慰金の支給順位については別添（支給順位の解説）を参照願います。」との記載があったことを指摘した上で、処分の根拠となる特別弔慰金支給法の条項が明示されておらず、添付資料も添付されていなかったこと、「K」の表記を「K'」とした誤記があることから、本件却下処分は取り消されるべきであると主張する。

しかし、審査請求人が指摘するような誤記又は添付資料の脱落があったとしても、本件却下処分が請求者よりも先順位の受給権を有する者がいるので審査請求人の請求を却下するというものであることは容易に理解することができるものであるから、上記のような不備を理由として本件却下処分を取り消すべきものとは解されない。

(5) 以上によれば、処分庁が本件却下処分を行ったことは相当であり、本件審査請求は棄却すべきであるとした審査庁の判断は妥当であるというべきである。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ

(注) 文中、HとK及びXとLは、それぞれ同姓である。